

P T A活動に関する特別委員会

・ P T A活動活性化の模索

これまでは、陳腐化したP T Aをどう変えていくのか、特に組織をどうすれば、動きやすくなるのかを重要視してきました。

平成10年度の決算総会で、P T A規約の改定や活動の見直しにより、新しい一歩を踏み出すことができましたが、今後はそれに加えて、P T A活動や役員、実行委員をどう支援していくのか、新しい活動としてどんなことをすればよいのを考えることも必要となってきています。

その結果は、誰もが担えるP T Aであり、活動の活性化につながると考えています。

役員、実行委員のみなさんには、1年間のことを考えると、新しいことを考える余裕は全くありません。

こういう時に特別委員会のメンバーが、中心となりアイデアを出して、役員や実行委員会に提案したいと考えています。

無茶なことを言い出すかもしれませんが、最終的な判断は各常置委員会、実行委員会となりますので、安心してください。

・ 会員へのアピールのしかた

メインの行事を除けば、P T Aでいつ、どこで、どんなことがおこなわれているのか、全く見えていません。

案内は出すけれども、結果はどうだったかは参加した人にしかわかりません。

また、実行委員会でどんなことが議論されているのか、ほとんどわかりません。

P T A活動は、役員や実行委員のためにあるのではなく、P T A会員のためにあるのではないのでしょうか。

理想を言えば、P T A新聞が毎月発行されればカバーできるわけですが、そういうわけにもいきません。

昨年は、P T A新聞特別号(キック準優勝・ソフト優勝記念、2学期活動報告)が2回、広報委員会より発行されましたが、このような内容も含めた、「ミニ新聞」(仮称)の発行を考えたいと思っています。(内容、発行時期、回数等未定)

P T A新聞との関連がありますので、広報委員会と調整しながらやって参ります。

・ P T A ホームページの開設と運営

1年前より個人で運用してきたホームページもある程度形になり、アクセス回数も200回を超えました。

ホームページを見るためには、パソコンとインターネットへの接続が必要で、まだまだ会員への情報伝達方法とはいえませんが、家庭や職場へのパソコンやインターネットの普及が進んでいる現在、本格的に運営をしたいと考えています。

ただ、活動情報を報告するだけでなく、日本 P T A 全国協議会、 N T T のホームページに接続し、広くホームページを公開することによって、インターネットを利用した他 P T A との交流も容易になります。

この交流によって、 P T A 活動の進めかたや組織・体制についての情報も入ってくるようになりますので、特別委員会として新しいアイデアを生み出す、源にもなります。

そういう2つの理由から、ホームページを開設、運営していきたいと考えています。

しかし、開設・運営にあたっては、掲載のガイドラインを設定し、個人情報などが無秩序に送り出されることの無いようにしてまいります。

また、掲載する写真については、広報委員会で撮影されたものも利用したいと考えていますので、ご協力ください。

ホームページ運営規定

・目的

大阪市立 [] 小学校 P T A 会員に対して、活動の案内、報告・情報伝達の手段のひとつとして、また、インターネットを通じて、他 P T A との交流を図り、それを通して新しい活動や体制作りを模索する。

・内容

- 1 . P T A 行事(学校行事や地域活動も一部含む)など P T A 活動に関するもので、行事や催し物の案内や報告。
活動報告については、事実を客観的に文章や映像で掲載し、活動に対する個人または委員会の意見は掲載しない。
- 2 . いきいき活動のこと。
掲載内容については、いきいき活動室の指導員の承諾を得ること。
- 3 . 小学校の紹介
掲載内容については、学校長の承諾を得ること。
- 4 . P T A 活動に関すること。
組織図、P T A 規約などで、P T A 会長の承諾を得ること。
- 5 . P T A 会長が必要と認めた内容。

・個人情報、肖像権、著作物等の保護について

- 1 . 氏名、住所、電話番号など個人を特定できるものは一切公開しない。
ただし、受賞または功績、功労があったときは、姓のみに限定して公開とすることもある。
(例)大阪市児童図画コンクール 入賞 *年 姓 君または、さん
- 2 . 写真は、著作物や個人を特定できることのないように、撮影時の画郭や画像処理時に配慮する。
ただし、受賞または功績、功労があったときは、本人の承諾を得て、公開とすることもある。
- 3 . 作品紹介は、児童のときは小学校、保護者・教職員のときは本人の承諾を得るものとし、次のような表現にする。
児童の作品のとき 題名「*****」・*年 姓 君または、さん
保護者・教職員の作品のとき 題名「*****」・P T A 姓 さん

・掲載の禁止

P T A や学校教育に関しないもの。
特定の団体や企業、政党の活動を支援する内容。
公序良俗に反する内容。

・届いた電子メールの扱い

届いた電子メールの内容は、P T A 会長を通して実行委員会に報告する。
内容によっては、ホームページや P T A 新聞等の広報誌に掲載する。
ただし、掲載の可否については、本人に確認する。

・ホームページの著作権

大阪市立 [] 小学校 P T A とする。

1999年10月2日

P T A活動に関する特別委員会

P T Aホームページの運用状況について

6月よりスタートしたP T Aホームページの運用状況は次のとおりです。

・アクセス回数

今日現在、345回

・届いたメール

3件

テレビ番組スタッフ、ショールーム、
小学校P T A

・内容

P T A活動を中心に紹介しています。

また、P T A活動に参考となるホームページを選んで紹介しています。

(区P T A人権啓発活動展にて発表)

・課題

・取材の難しさ

時間の関係で、まめに取材できないことがあり、詳しい活動状況をお知らせくださいますようお願いいたします。

また、活動の様子を写真に撮られましたら、お貸しいたきますよう重ねてお願いいたします。(借用期間2日、フィルムで可能)

今後も一層のご支援をお願いいたします。

以 上